

○財務省告示第三十三号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十三年一月二十五日に発行した利付国債の  
発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年二月七日  
財務大臣 野田 佳彦

一 名称及び記号  
利付国庫債券（二十年）（第二百二十三回）  
二 発行の根拠  
財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条  
三 振替法の適用  
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。  
四 発行方法  
札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札発行という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場  
特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行」という。）、及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であつて、財









